

福岡市子ども習い事応援事業ロゴマーク 使用規約

1 趣旨

この規約は、福岡市子ども習い事応援事業（以下「本事業」という。）のロゴマーク（下図A）及び登録済の参画事業者（以下「登録教室」という。）である旨の表示（下図B）（以下図A及び図Bを総称して「ロゴマーク」という。）の使用に際し、遵守すべき事項を定めるものです。

2 使用者及び使用目的

ロゴマークは、次のいずれかに該当する場合に使用することができます。

- ① 登録教室が本事業及びその登録教室である旨を周知する目的で使用するとき。
- ② 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- ③ その他、福岡市が必要であると認めるとき。

3 著作権

ロゴマークの著作権その他の知的財産権は福岡市に帰属します。

4 使用方法

上記2に掲げる場合に限り、本事業のウェブサイトからロゴマークのデータをダウンロードし、ご使用いただくことができます。

ただし、ロゴマークの改変、複製及び転用等は固く禁止します。

5 使用制限

次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することはできません。

- ① 法令又は公序良俗に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ② 特定の個人や団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- ③ 登録教室が提供するサービスの内容や品質、安全その他を保証し、又は推奨しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- ④ 福岡市（本事業の運営事務局を含む）の信用又は品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ⑤ その他、福岡市がロゴマークの使用について不適當であると認めるとき。

6 使用料

ロゴマークの使用料は無料とします。

7 使用責任等

- ① 福岡市は、ロゴマークの使用が本規約に違反していると認められるときは、使用者に対し、使用の差止その他の必要な措置を命じるものとします。
- ② ロゴマークの使用に関する責任はすべて使用者が負い、福岡市は、当該使用に起因して使用者や第三者に生じた損失、損害、その他不利益について、一切の責任を負わないものとします。

8 規約の改定

- ① 本規約は、福岡市において、事前の予告なく改定される場合があります。
- ② 本規約の改定により、使用者等に損失、損害、その他不利益が生じたとしても、福岡市は一切の責任を負いません。

図A



図B（お好みのデザインをご利用ください）

